

泉州南消防組合指定金融機関業務委託仕様書

1. 業務名

泉州南消防組合指定金融機関業務委託

2. 業務目的

泉州南消防組合における公金管理の効率的運営と安全性を図るため、地方自治法第292条において準用する同法第235条に規定する泉州南消防組合（以下「組合」という。）指定金融機関に公金の収納及び支払の事務（以下「公金出納事務」という。）を委託する。

3. 基本事項

組合は受注者に、この仕様書に定める業務を委託する。また、この仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

4. 取扱業務

組合（一般会計、歳計外現金）の指定金融機関業務

5. 業務内容

指定金融機関として公金出納事務全般を行う。

6. 公金出納事務取扱場所等

- (1) 公金出納事務の取扱場所は、組合の構成市町である泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町の営業店のうち、泉州南広域消防本部から最寄りの営業店でを行うこと。
- (2) 営業店での窓口業務取扱時間は、泉州南消防組合の休日に関する条例（平成24年条例第3号）第2条に規定する組合の休日を除き、9時から15時までとする。ただし、受注者が提案し、組合が認めた場合はこの限りでない。

7. 業務委託事務

(1) 収納事務

- ① 組合管理者又は会計管理者名義の預金口座を開設すること。

② 公金の収納及び払込みを受けたときは、可能な限り速やかに組合の預金口座に受け入れるものとする。

(2) 支払事務

- ① 支払方法ごとに組合が指定する日程により行うものとする。
- ② 会計管理者の振り出した小切手に基づいて行うものとする。
- ③ 全国銀行協会の提供する通信網（全国銀行データ通信システム）を利用した他の金融機関への振込を行うこと。
- ④ 上記③以外の振込がある場合は対応すること。
- ⑤ 指定した振込用紙での振込を行うこと。
- ⑥ 誤振込等となった場合には、その旨の連絡、組戻し、訂正作業、再振込等、フアクシミリを用いるなど迅速な対応を行うこと。
- ⑦ 指定した金種での現金の払出しを行うこと。
- ⑧ 隔地の債権者に対する送金手続（内国為替取引）ができること。

(3) 法人用ネットバンキング事務

- ① 法人用ネットバンキングシステムを利用した公金取扱業務（照会機能、総合振込、給与振込、職員住民税振込等）を行うこと。
- ② セキュリティ対策が確保されていること。
- ③ 照会機能（入出金明細、振込結果確認、振込予約確認及び口座残高等）については、画面表示、印刷（又はダウンロード）ができること。
- ④ 総合振込、給与振込及び職員住民税振込等のデータについては、システム上制限がなく、また制限があっても業務に支障がないこと。
- ⑤ 導入時及び運用時に係るサポート体制が確立されていること。

(4) 両替事務

指定した金種での両替を行うこと。

(5) 振込事務

現金と振込依頼書を用いて振込むこと。

なお、口座入出金を併せて用いることも可能とする。

(6) 口座振替の取扱い事務

(7) 一時借入金への対応事務

(8) 各種証明書の発行等の事務

毎月末時点の残高証明書の発行又は法人用ネットバンキングから画面表示し、印刷（又はダウンロード）ができること。

- (9) 通帳記帳事務
- (10) 実績報告書の作成

8. 実施体制

- (1) 指定金融機関として業務を遂行できる体制が整えられていること。
- (2) 組合職員と連携を密にし、円滑な事業運営に取り組むものとする。

9. 受注者の負担の範囲

業務に必要な資機材、教材、消耗品、印刷費、交通費、郵送料その他の費用は、受注者の負担とする。

10. 検査

地方自治法施行令第 168 条の 4 に基づき、会計管理者が組合の公金出納事務及び公金の預金の状況について行う検査時において、立会いを求められた場合は、当該検査に立ち会うものとする。

11. 指定金融機関の責務

組合の公金出納事務について、一切の責任を負うものとする。

12. 業務引継等

- (1) 契約日から令和 6 年 9 月 30 日までの間は、現行の指定金融機関との引継等の期間とし、その期間については、委託料は発生しないものとする。
- (2) 本業務が終了、解除その他の理由により指定金融機関でなくなった場合は、公金及び本業務の全てについて、組合の指定する期間内に組合の指定する者に引き継ぐこと。

13. 関係法令の遵守等

- (1) 業務の実施にあたり、泉州南消防組合公金取扱規則等関係法令を遵守し、業務の円滑を図ること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、慎重かつ丁寧に行い、紛失等のないよう細心の注意を払って行うものとし、知り得た個人情報等のいかなる情報も、第三者に漏らさないこと。また、本業務が終了又は解除された後も同様とする。

14. その他

その他、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協議するものとする。

令和5年度の振込件数等は次のとおり

業務	件数
振込振替	3 2
総合振込	2, 2 8 2
納付書（公金）	4 1 9
納付書（電信）	1 2 9
地方税	2 4 9
給与振込	8, 8 3 4
賞与振込	1, 0 8 3
資金前渡引出	2 3
窓口振込	—
両替	—
組戻し	3
合計	1 3, 0 5 4